

Doc.No : NR030220

2003年2月20日

100回目の職務発明審査会を開催

大日本スクリーン製造株式会社(本社：京都市上京区／社長：石田 明)は、このほど、職務発明報奨制度の制定40周年を迎え、社員が発明した製品に対する貢献度を審査し、等級を付ける職務発明審査会の100回目を開催。これを記念して、2月24日、スクリーングループ社員向けに、京都大学・国際融合創造センター客員教授の扇谷高男(おおぎやたかお)氏や三木・伊原法律特許事務所の弁護士・伊原友己(いはらともぎ)氏から、知財と発明に関する諸問題について講演していただきます。

当社の職務発明報奨制度は、1963年に制定された規定で、技術者一人ひとりの研究・開発を奨励し、開発考案された発明の活用を促進するもの。この規定に基づいて、各部門から選出された特許審査委員で構成される職務発明審査会が年4回開催され、個々の発明がもたらした製品の売上・利益や工業所有権の独占性などを評価し、7級から特級までの8段階に分類。その等級に従い、7級の3万円から特級の100万円以上で上限がない報奨金を発明者に支給します。発明者が審査までに退職したり、故人となった場合も給付します。

この制度により、前年度は約200件の発明が審査の対象となり、総額約2,000万円の報奨金が支払われています。なお、この40年間でのべ約2,000人の技術者が報奨されています。